

守ろう! 自転車利用の安全ルール

みんなが安全に通れる道路へ

自転車は手軽な移動手段として便利な乗り物です。しかし、安全ルールを守らなければ、事故に遭うだけでなく、事故を引き起こす可能性が高くなります。道路は多くの方が通行する公共の場所です。一人ひとりが思いやりの心を持ち、ルールを守って自転車を利用しましょう。

知っていますか? 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止/夜間はライトを点灯/交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)

自転車は車両の一種です。正しいルールを守り、安全にご利用しましょう。

「傘差し運転」「携帯電話使用運転」「イヤホン使用運転」
※罰則…5万円以下の罰金

車道は左側を通行!
右側通行禁止!

店舗・診療所等をバリアフリーに 出入口の改修など工事費の一部を助成

区では、店舗や診療所などでバリアフリー改修工事を行う際、工事費の一部を助成する「やさしいまちづくり施設整備助成」を実施しています。

「車いす等で利用しやすいよう、出入口の段差解消およびスロープの整備、自動ドアの設

歩道や横断歩道では歩行者優先!

自転車では歩道を通行するとき、車道寄りを徐行しましょう。歩行者や車椅子の通行を妨げる場合は、一時停止しましょう。

※罰則…2万円以下の罰金または科料

また、横断歩道に歩行者がいる場合は、自転車から降りて渡りましょう。

飛び出し注意

一時停止の標識がある交差点では一時停止しなければいけません。

※罰則…3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

中小企業団体登録6/29(金)まで

登録済み団体は更新手続きを忘れず!

区では、地域産業の振興と発展に資することを目的として、江東区の中小企業団体の登録を行い、事業支援情報の提供や産業会館および商工情報センター利用の優遇措置を行っています。現在、登録済み団体の更新書類の受付中です。

変更事項のない場合も更新手

区内中小企業向け講演会

社員が定着するために 企業がすべきこと、すべきでないこと

こうとう若者・女性しごとセンターでは、区内中小企業への支援として今年度も「定着支援コンサルティング事業」を実施するの先駆け、「社員の定着」をテーマに講演会を開催します。人手不足時代に企業がこれまでに通りの収益を上げ、さらに成長していくには、社員一人ひとりが仕事の習熟度を高め生産性を上げることが、より重要になってきます。そのためには、企業価値を生み出す貢献度の高い社員が、長く働いてくれる定着支援が必要となります。

講演会では、社員が定着するためのポイントをわかりやすく伝えます。ここを押さえれば社員の働く満足度ややる気が上がります。ぜひご参加ください。

7/13(金)

「対象建築物」物販店舗、飲食店サービス店舗、医療等施設など
※他にも対象建築物がありますのでお問い合わせください。

「助成件数」1年度につき3件
「助成額」改修工事費の3分の2以内の額(上限30万円)

「まちづくり推進課」まちづくり担当
☎(3647)9781
FAX(3647)9009

「対象建築物」物販店舗、飲食店サービス店舗、医療等施設など
※他にも対象建築物がありますのでお問い合わせください。

「助成件数」1年度につき3件
「助成額」改修工事費の3分の2以内の額(上限30万円)

「まちづくり推進課」まちづくり担当
☎(3647)9781
FAX(3647)9009

なくならない! 交通事故

自転車を利用するために

自転車は上手に乗れるようになった?
うん。遊びに行くときにいつも乗ってるよ。
便利だね。でも、実は自転車は「軽車両」で、車の仲間なんだよ。

だから、自転車に乗るときは車と同じで、ルールを守ることが大切なんだ。まず自転車は、車道の左側を走ること。え?僕はいつも歩道を走っているし、学校でもそう教えてもらったよ。

そうだね。13歳未満の児童と70歳以上の高齢者の場合は、自転車で歩道を通行してもいいんだ。あと「普通自転車の歩道通行可」の標識がある道路なら、歩道を通行してもいいんだよ。

でも、歩道を通行できる場合も忘れちゃいけないのが、必ず「歩行者優先」であるということだよ。

自転車は誰でも、どこでも走っていいものだから、気をつけてね。この前、歩道を歩いていて突然自転車 came ときは、スピードがあつて、すごく怖かった。

怖いよね。自転車に乗るときに、前に歩行者がいても無理に抜かそうとしたりダメだよ。歩道の車道寄りやゆとり通行して、歩行者や車いすの通行の邪魔にならないように一時停止するか、自転車から降りて歩いて歩かないといけないよ。

あと、二人乗りや、傘を差しながらの運転も、もちろんダメだよ。他にもたくさんあるから調べてごらん。

そういえば学校で「自転車安全利用五則」(上記記事参照)ってルールを覚えてもらったよ。

よく知っているね。自転車安全利用五則は、自転車を安全に利用するための約束だね。しっかり守って安全に利用しようね。

うん。絶対守るね!お父さんもお酒を飲んで自転車に乗ったらダメだよ。もちろん、自転車は便利な乗り物だけど、自分分が事故を起こし、人を傷つけてしまうことがある乗り物だからね。車と同じように安全運転を心がけようね。

交通安全課交通係
☎(3647)4784
FAX(3647)9287



「普通自転車の歩道通行可」の標識



HP <http://koto-shigoto.jp/>
経済課雇用支援担当
☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(5836)5161
FAX(3637)2351

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

☎(3647)8581
FAX(3647)8442

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます

江東区子どもの虐待ホットライン
☎3646-5481

[相談日] 月~土曜(年末年始(12/29~1/3)・祝日除く) 9:00~18:00
[夜間・休日の緊急時] 警察署☎110 児童相談所全国共通ダイヤル☎189
※連絡は匿名でも行えます。虐待を「疑ったら」勇気を出してご連絡を